

# 下水道事業経営戦略

伊予市  
令和7年3月

# 目次

第1章 計画改定の趣旨等	2
1.計画改定の趣旨	2
2.経営戦略の位置づけ	3
3.計画期間	3
4.本経営戦略の対象	3
第2章 事業概要	4
1.事業の現況	4
(1)施設	4
(2)使用料	5
(3)組織	8
2.民間活力の活用等	8
3.現在の経営状況、現状分析	9
(1)経営戦略の検証・分析	9
(2)経営比較分析表による現状分析	11
第3章 将来の事業環境等	13
1.人口の予測	13
2.有収水量の予測	14
3.使用料収入の見通し	15
4.施設の見通し	16
5.組織の見通し	16
第4章 経営の基本方針	17
第5章 投資・財政計画	19
1.投資・財政計画	19
2.投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	23
3.投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	26
第6章 経費回収率の向上に向けた取り組み	27
1.収入増加のための取り組み及び実施時期	27
2.支出削減のための取り組み及び実施時期	27
第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	28
1.事後検証	28
2.経営戦略の見直し	28
3.経費回収率の向上に向けたロードマップ	28

別紙 経営比較分析表(令和4年度決算)

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業

# 第1章 計画改定の趣旨等

## 1.計画改定の趣旨

下水道は、市民の公衆衛生の向上及び地域の健全な発達に寄与し、公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な社会基盤施設です。

一方で、地方公営企業は、関連法で、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、将来にわたり、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るよう運営することが求められています。

下水道事業の経営環境は、人口減少等の社会構造の変化や節水機器の普及に伴うサービス需要の減少、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増加など、年々厳しさを増しています。

将来にわたって、安定的に下水道事業を継続していくためには、自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが必要です。

本市下水道事業では、総務省の要請により平成29年3月に農業集落排水事業の経営戦略を、令和3年3月に公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の経営戦略を策定しました。

農業集落排水事業の経営戦略については、前回策定から8年が経過し、見直し時期を迎えていることに加え、令和6年4月から農業集落排水事業が地方公営企業法を適用して公営企業会計に移行したことにより、下水道事業会計に会計統合されたため、非現金収支取引の影響を考慮した投資・財政計画への更新が必要となりました。

これらのことから、将来の使用料改定も見据え、現状把握、分析、将来予測等を行い、健全で安定した経営を維持するための経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図るため、「下水道事業経営戦略」として「経営戦略」を一本化し、「経営戦略策定・改定ガイドライン(平成31年3月策定)」、「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月改定)」、各通知等を踏まえた内容となるよう改定を行うものです。

## 2.経営戦略の位置づけ

本経営戦略は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営指針であるとともに、「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」(平成31年3月29日付け総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知)及び「経営戦略」の改定推進について」(令和4年1月25日付け総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知)による「経営戦略」として位置付けるものです。

また、市の地域づくりの最上位計画である「第2次伊予市総合計画後期基本計画」と整合を図りながら、本市下水道事業の中長期的な経営の基本計画として策定します。

## 3.計画期間

経営戦略の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

## 4.本経営戦略の対象

本市で実施している下水道事業(「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「農業集落排水事業」)を対象とします。

なお、前回の経営戦略は「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」を下水道事業として策定していましたが、先述した通り「農業集落排水事業」が会計統合されたことにより、本経営戦略においては一本化して改定することとします。

## 第2章 事業概要

### 1.事業の現況

本経営戦略の対象となる施設の概況について整理し、サービス供給体制の現状を把握します。

#### (1)施設

本市の公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の汚水処理の現況は下表のとおりです。

##### ①公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	伊予処理区 平成7年(30年) 中山処理区 平成11年(26年)
法適用・法非適用の区分	一部適用
処理区域内人口密度	公共下水道事業 46.2(人/ha) 特定環境保全公共下水道事業 15.3(人/ha)
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	2箇所(伊予処理区、中山処理区)
処理場数	2箇所(伊予市下水浄化センター、中山町浄化センター)
広域化・共同化・最適化 実施状況	「愛媛県汚水処理事業広域化・共同化計画」(令和5年3月)において、近隣自治体との汚泥処理の共同化について引き続き検討を行うこととしています。

##### ②農業集落排水事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	大平処理区 平成10年(27年) 佐礼谷処理区 平成12年(25年) 犬寄処理区 平成10年(27年) 源氏処理区 平成6年(31年)
法適用・法非適用の区分	一部適用
処理区域内人口密度	17.5(人/ha)
流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	4箇所 (大平処理区・佐礼谷処理区・犬寄処理区・源氏処理区)
処理場及び排水施設数	4箇所 (大平処理場・佐礼谷処理場・犬寄処理場・源氏簡易排水施設)
広域化・共同化・最適化 実施状況	「愛媛県汚水処理事業広域化・共同化計画」(令和5年3月)のロードマップで、大平地区農業集落排水処理施設を伊予市下水浄化センターに統合する施設統廃合計画の検討を行うこととしています。

## (2)使用料

本市の公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料の現況は下表のとおりです。

表中の金額は1か月あたり、税抜き金額となっています。

### ①公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業(大平・唐川処理区域)

区分	基本水量	基本料金	超過料金(排除汚水量1立方メートルにつき)	
一般汚水	5㎡まで	1,000 円		
	5㎡を超え10㎡まで	1,150 円	10㎡を超え20㎡まで	150 円
			20㎡を超え30㎡まで	180 円
			30㎡を超え50㎡まで	195 円
			50㎡を超え100㎡まで	205 円
			100㎡を超え200㎡まで	215 円
			200㎡を超えるもの	218 円
湯屋汚水	排除汚水量1㎡につき			30 円

### ②農業集落排水事業(犬寄処理区域、源氏処理区域及び佐礼谷処理区域)

一般家庭	基本料金 (1世帯当たり)	人数割 (1人当たり)	
	2,400 円	350 円	
一般家庭外	基本料金 (一家屋当たり)	人数割 (延べ面積㎡)	
	2,400 円	建築用途別処理対象人員算定基準表による	
公共施設等	区分	排除した汚水の量 (1か月につき)	料金
	基本水量 (基本料金)	10㎡まで	1,100 円
	超過水量 (超過料金)	10㎡を超え20㎡まで	1㎡当たり 110 円
		20㎡を超え30㎡まで	1㎡当たり 140 円
		30㎡を超え50㎡まで	1㎡当たり 160 円
50㎡を超えるもの		1㎡当たり 170 円	

一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料は以下のとおりです。

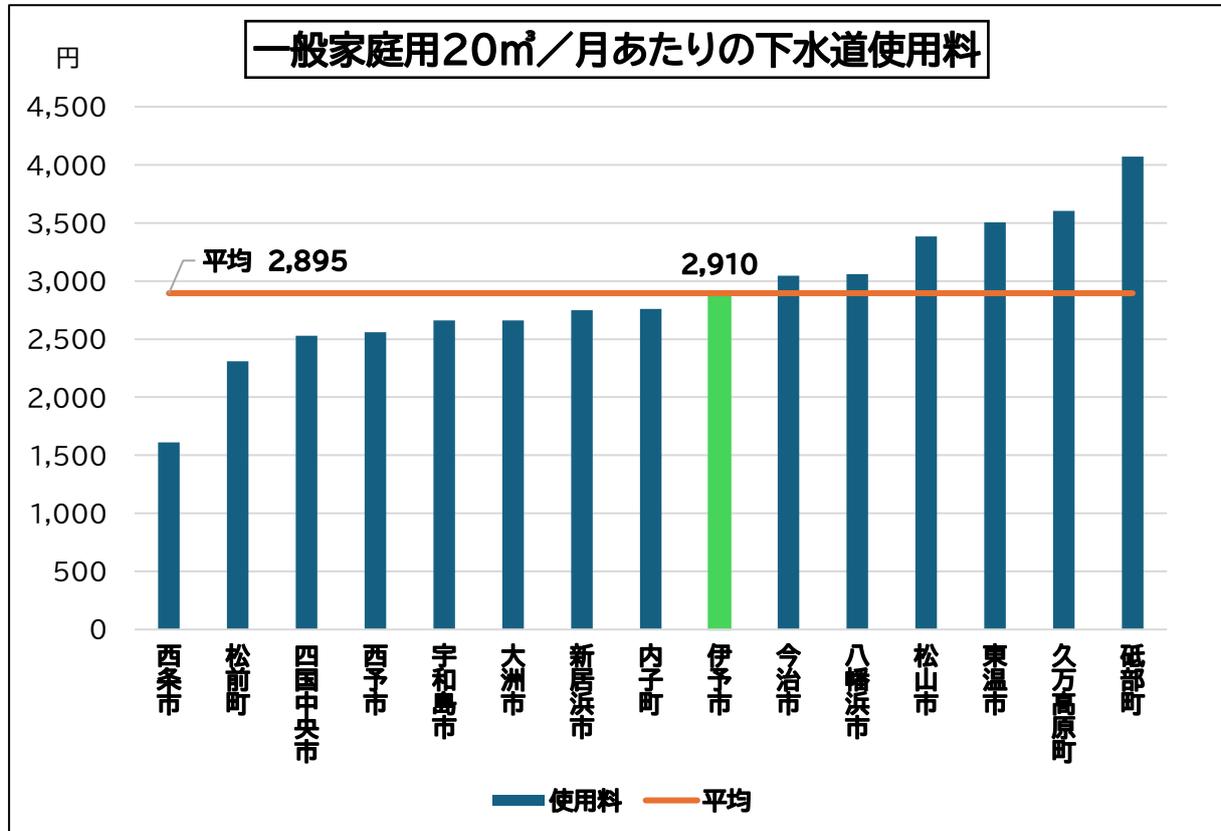
	公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業(大平・唐川処理区域)	
条例上の使用料 (20m <sup>3</sup> あたり)	令和3年度	2,910円
	令和4年度	2,910円
	令和5年度	2,910円

本市では、平成31年3月使用分から下水道使用料を改定しています。引き上げ額は以下の表の通りです。

区分	使用料区分		改定前使用料	改定後使用料	引上額
一般汚水	基本料金	5m <sup>3</sup> まで	850円	1,000円	150円
		10m <sup>3</sup> まで	1,000円	1,150円	150円
	超過料金 (1m <sup>3</sup> あたり)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	134円	150円	16円
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	154円	180円	26円
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	179円	195円	16円
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	194円	205円	11円
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	205円	215円	10円
		200m <sup>3</sup> を超えるもの	208円	218円	10円

### ③使用料水準

令和5年度の地方公営企業決算状況調査をもとに、愛媛県内における公共下水道事業の一般家庭用 20 m<sup>3</sup>/月あたりの下水道使用料を比較すると、本市の使用料水準は2,910円(税込)となっており、愛媛県平均の2,895円とほぼ同じ使用料となっています。

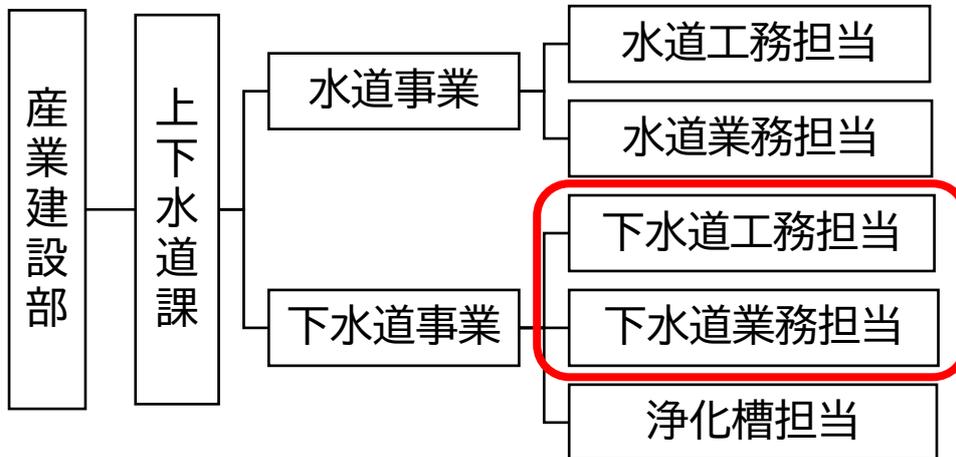


### (3)組織

本事業に係る職員数は7名となっています。

事業運営組織は令和4年度から水道部局との統合により、上下水道課となっています。

※職員数は令和5年度公営企業決算状況調査で記載した職員数としています。



## 2.民間活力の活用等

### ①民間活用の状況

本市では、民間事業者の技術力や創意工夫を最大限に発揮し、施設の効率的な運用を目的とした「包括的民間委託」を導入しています。

これまで、個別に委託していた施設の運転管理業務や、ユーティリティ管理、法定点検、修繕等を一括して委託することで、業務の効率化を図っています。

### ②資産活用の状況

資産活用の状況では余剰地を民間に貸付しており、それによる使用料を得ています。

### 3.現在の経営状況、現状分析

#### (1)経営戦略の検証・分析

令和2年度～令和5年度の合算値による比較

#### ①公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業

(単位:千円)

区 分		R2～5年度 (計画)	R2～5年度 (決算)	R2～5年度 (差額)	年平均 (決算)	年平均 (差額)	
収 益 的 収 入	1.営業収益	1,201,902	1,274,940	73,038	318,735	18,260	
	(1)料金収入	844,174	945,094	100,920	236,274	25,230	
	(2)その他	357,728	329,846	△ 27,882	82,461	△ 6,970	
	2.営業外収益	1,982,676	2,021,803	39,127	505,451	9,781	
	(1)補助金	1,041,622	1,084,405	42,783	271,101	10,696	
	(2)長期前受金戻入	936,203	932,053	△ 4,150	233,013	△ 1,038	
	(3)その他	4,851	5,345	494	1,337	123	
	収入計 (A)	3,184,578	3,296,743	112,165	824,186	28,041	
	収 益 的 支 出	1.営業費用	2,780,039	2,748,540	△ 31,499	687,135	△ 7,875
		(1)職員給与費	192,616	163,473	△ 29,143	40,868	△ 7,286
(2)経費		778,209	787,596	9,387	196,899	2,347	
(3)減価償却費		1,809,214	1,797,471	△ 11,743	449,368	△ 2,936	
2.営業外費用		313,023	317,272	4,249	79,318	1,062	
(1)支払利息		313,023	311,140	△ 1,883	77,785	△ 471	
(2)その他		0	6,132	6,132	1,533	1,533	
支出計 (B)		3,093,062	3,065,812	△ 27,250	766,453	△ 6,813	
経常損益 (A)-(B) (C)		91,516	230,931	139,415	57,733	34,854	
特別利益 (D)		0	0	0	0	0	
特別損失 (E)	16,072	15,179	△ 893	3,795	△ 223		
特別損益 (D)-(E) (F)	△ 16,072	△ 15,179	893	△ 3,795	223		
当年度純利益(又は純損失) (C)+(F)	75,444	215,752	140,308	53,938	35,077		

区 分		R2～5年度 (計画)	R2～5年度 (決算)	R2～5年度 (差額)	年平均 (決算)	年平均 (差額)
資 本 的 収 入	1.企業債	221,564	213,800	△ 7,764	53,450	△ 1,941
	2.他会計出資金・補助金	1,217,763	1,220,539	2,776	305,135	694
	3.国(都道府県)補助金	89,500	78,350	△ 11,150	19,588	△ 2,788
	4.工事負担金	16,656	35,090	18,434	8,772	4,609
	5.その他	0	0	0	0	0
収入計 (G)	1,545,483	1,547,779	2,296	386,945	574	
支 出	1.建設改良費	274,988	239,643	△ 35,345	59,911	△ 8,836
	2.企業債償還金	2,134,481	2,166,285	31,804	541,571	7,951
支出計 (H)	2,409,469	2,405,928	△ 3,541	601,482	△ 885	
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (I)	863,986	858,149	△ 5,837	214,537	△ 1,459	

令和2年度から令和5年度までの計画値と決算値の比較を行っています。

収益的収入については、料金収入が計画よりも4年間で100,920千円(年平均25,230千円)計画値を上回りました。これは過去の経営戦略策定時の処理区域内人口見通しよりも実際の減少率が低かったことによります。最終的な収益的収入の計は計画値に比べて112,165千円(年平均28,041千円)増加する結果となりました。

一方、収益的支出は、営業費用が計画よりも減少したため、計画値よりも27,250千円(年平均6,813千円)減少することとなりました。

これらの結果、当年度純利益は、4年間総額で140,308千円(年平均35,077千円)計画値を上回りました。

資本的収支については、4年間の計画値と決算値の差額が小さいため、おおむね計画通りに進んだと考えられます。

以上のことから、計画の範囲において一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない部分があったものの、使用料収入のもと、安定的な経営を維持していると考えられます。

令和元年度～令和4年度の合算値による比較

②農業集落排水事業

(単位:千円)

区 分		年 度		R元～4年度	R元～4年度	R元～4年度	年平均	年平均
		(計画)	(決算)	(差額)	(決算)	(差額)		
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	228,719	244,089	15,370	61,022	3,843		
	(1) 営 業 収 益 (B)	115,910	128,882	12,972	32,221	3,243		
	ア 料 金 収 入	115,910	128,519	12,609	32,130	3,152		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)							
	ウ そ の 他		363	363	91	91		
	(2) 営 業 外 収 益	112,809	115,207	2,398	28,801	600		
	ア 他 会 計 繰 入 金	112,809	103,238	△ 9,571	25,809	△ 2,392		
	イ そ の 他		11,969	11,969	2,992	2,992		
	2 総 費 用 (D)	228,719	244,089	15,370	61,022	3,843		
	(1) 営 業 費 用	196,537	200,872	4,335	50,218	1,084		
	ア 職 員 給 与 費	29,164	39,549	10,385	9,887	2,596		
	ウ ち 退 職 手 当							
	イ そ の 他	167,373	161,323	△ 6,050	40,331	△ 1,512		
	(2) 営 業 外 費 用	32,182	43,217	11,035	10,804	2,759		
ア 支 払 利 息	32,182	31,981	△ 201	7,995	△ 50			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息								
イ そ の 他		11,236	11,236	2,809	2,809			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)								
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	156,319	161,874	5,555	40,469	1,389		
	(1) 地 方 債							
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債							
	(2) 他 会 計 補 助 金	156,319	161,074	4,755	40,269	1,189		
	(3) 他 会 計 借 入 金							
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金							
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金							
	(6) 工 事 負 担 金							
	(7) そ の 他		800	800	200	200		
	2 資 本 的 支 出 (G)	156,319	161,874	5,555	40,469	1,389		
	(1) 建 設 改 良 費		5,555	5,555	1,389	1,389		
	ウ ち 職 員 給 与 費							
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	156,319	156,319		39,080			
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金							
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金								
(5) そ の 他								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)								
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)								

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業に合わせるため、4年間を比較することとし、令和5年度が打ち切り決算であったため、令和元年度から令和4年度までの「投資・財政計画」の計画値と決算値の比較を行っています。

収益的収入については、料金収入は計画よりも4年間で12,609千円(年平均3,152千円)計画値を上回りました。

一方、収益的支出の営業費用は、職員給与費等が計画よりも増加したため、4年間で4,335千円(平均1,084千円)増となりました。

資本的収支は、地方債の償還以外は計画になかったが、おおむね計画通りの決算値となりました。

## (2)経営比較分析表による現状分析

総務省が公表している「経営比較分析表」に示されている主要な経営指標のうち、経営の健全性を示す指標を用いて現状を分析していきます。経営比較分析表とは、公営企業の経営の健全性を示す主要な経営指標と、各指標についての分析で構成されるものです。

なお、今回の分析は令和4年度決算を使用しています。

### ① 経常収支比率・収益的収支比率

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
経常収支比率(%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	
収益的収支比率(%)		$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$

#### 【指標の意味】

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

	法適用企業		法非適用企業
	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水※
伊予市	107.77%	106.01%	63.51%
類似団体	106.08%	106.44%	公表なし
全国平均	106.11%	104.54%	公表なし
現状分析	公共下水道事業に関しては、高い水準であるが、経常収益の多くを一般会計からの補助金等で占めており、効率性は十分とは言えません。また、農業集落排水事業については、令和3年度の59.74%からは上昇していますが、総収益で総費用と地方債償還金を加えた費用を賄うことできない状況が続いており、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況です。		

## ② 経費回収率

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
経費回収率(%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$

### 【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

	法適用企業		法非適用企業
	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水
伊予市	100.00%	42.01%	58.87%
類似団体	83.55%	69.43%	52.94%
全国平均	97.61%	73.78%	57.02%
現状分析	公共下水道事業に関しては、下水道使用料で汚水処理に係る費用を賄えている状況です。特定環境保全公共下水道事業については、類似団体平均に比べ27.42%低くなっています。農業集落排水事業も類似団体平均に比べ5.93%低くなっています。今後は人口減少に加え、節水型の社会構造による使用水量の減少が考えられるため、安定的な使用料確保について、検討していく必要があります。		

## ③ 汚水処理原価

	算出式(法適用企業)	算出式(法非適用企業)
汚水処理原価(円)	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$

### 【指標の意味】

有収水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。

	法適用企業		法非適用企業
	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水
伊予市	152.66円	384.19円	314.30円
類似団体	185.98円	239.46円	303.28円
全国平均	138.29円	220.62円	273.68円
現状分析	公共下水道事業に関しては、類似団体よりも低い金額となっています。特定環境保全公共下水道事業については、令和3年度の384.51円と比較してほぼ同水準ですが、類似団体平均に比べると高い水準となっています。農業集落排水事業は令和4年度の288.02円と比較して26.28円増となっています。これは年間有収水量の減少が主な要因と考えられます。今後も更なる維持管理費の削減等について検討が必要になります。		

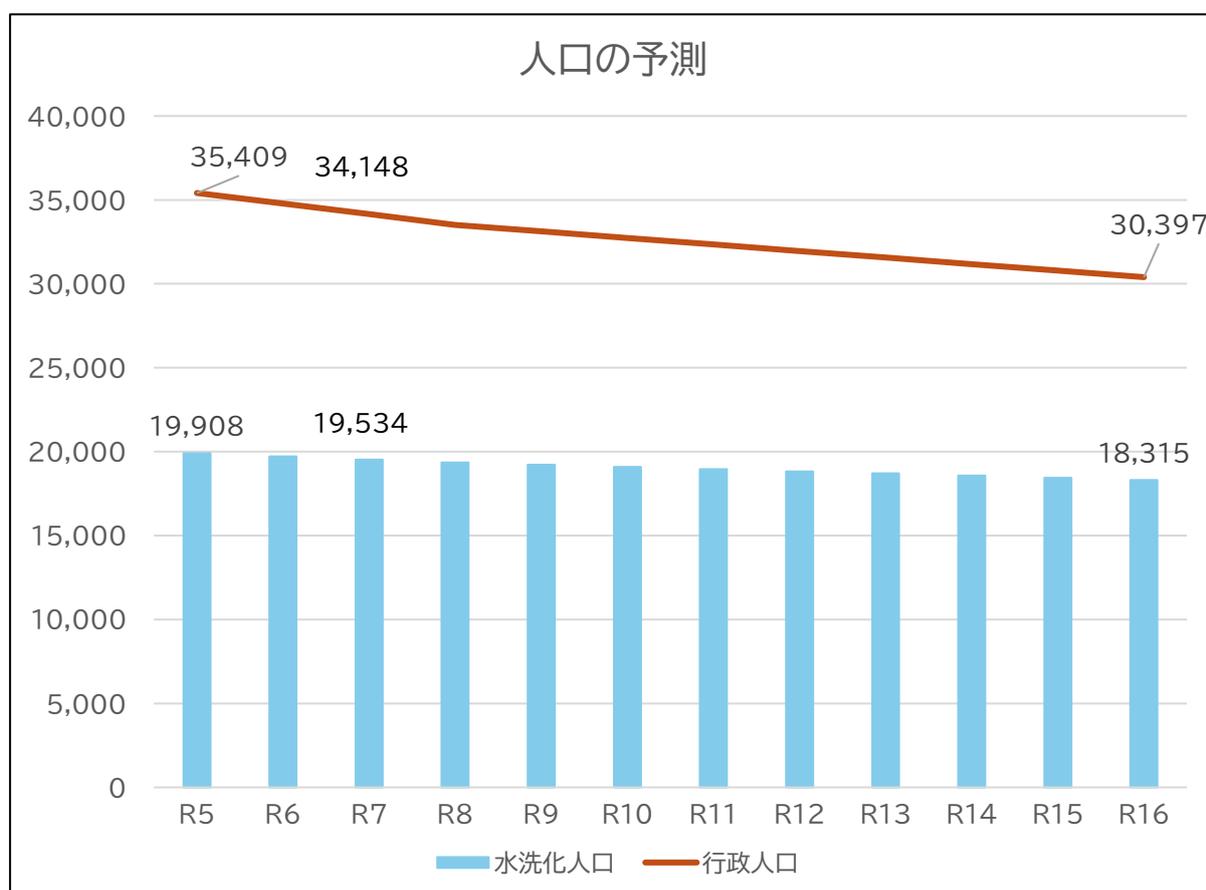
### 第3章 将来の事業環境等

#### 1.人口の予測

令和6年3月に策定した「伊予市一般廃棄物処理基本計画」の中で令和4年度から令和15年度までの人口見通し及び処理形態別人口の見通しを作成しています。令和5年度数値を実績値に置き換え、基本計画における減少率をもとに人口推計等を行います。

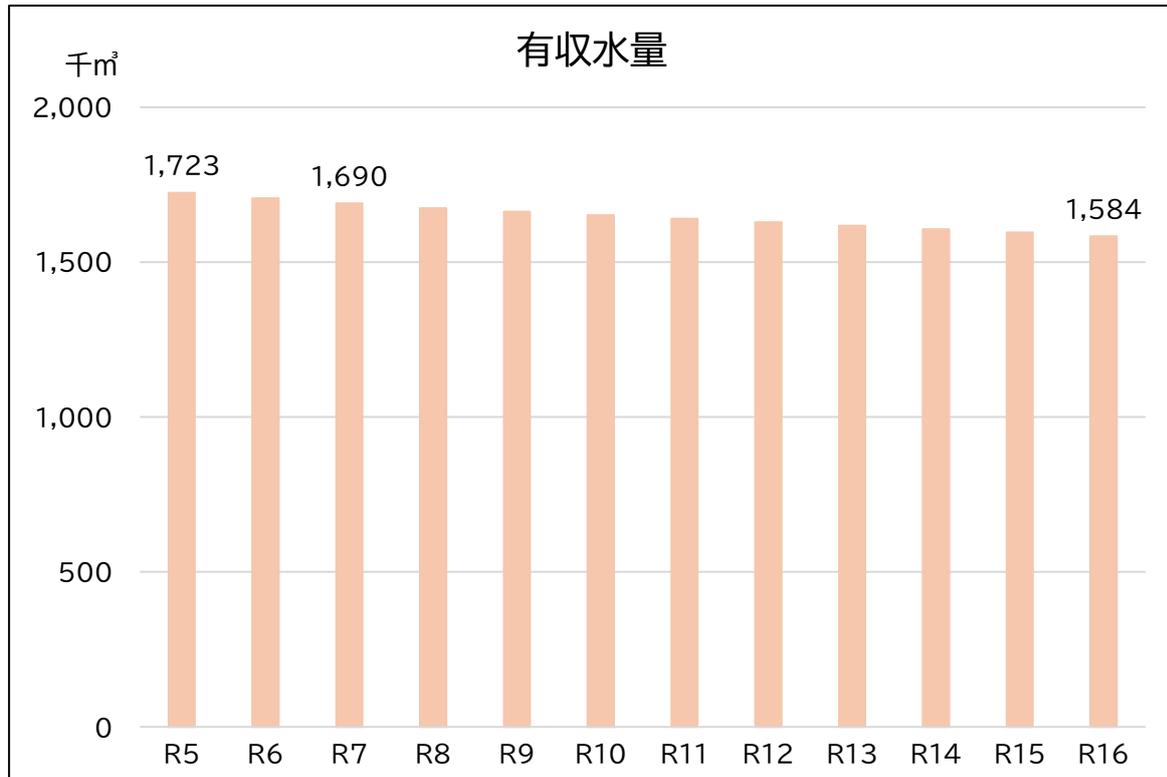
令和5年度の実績値が35,409人に対して、令和16年度には30,397人になるとされ、約5,000人の減少が見込まれています。

また、水洗化人口の予測については、令和5年度が19,908人から令和16年度には18,315人になると推測されており、約1,600人減少すると予測されます。



## 2.有収水量の予測

有収水量は、近年減少傾向となっています。今後も、人口減少の影響に加え、節水機器の普及やライフスタイルの変化等による生活用水の減少により、さらに有収水量は落ち込むことが予測され、令和5年度の1,723千 $\text{m}^3$ に対して令和16年度には、1,584千 $\text{m}^3$ 程度まで減少する見込みです。

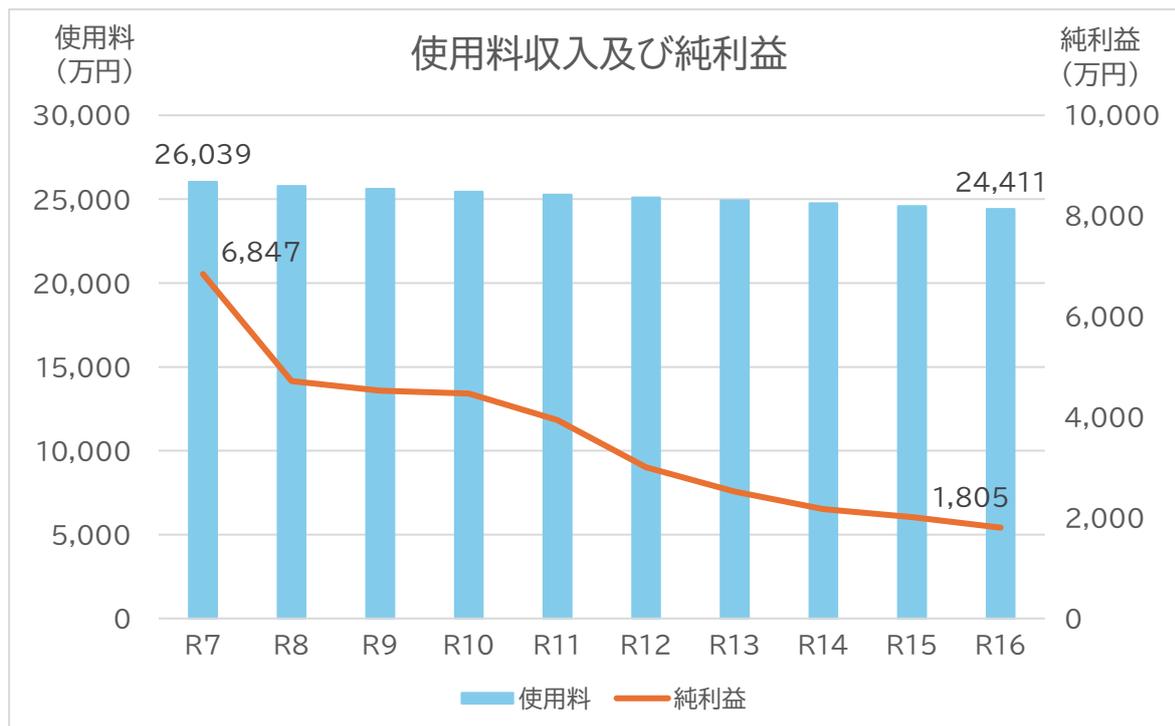


### 3.使用料収入の見通し

前項で算出した有収水量に、実績から算出した使用料単価を乗じることで使用料収入の推計を行っています。

予測した使用料収入は、令和7年度では下水道事業全体で約2.6億円となり、令和16年度時点では人口減少に伴って約2.4億円まで減少する見通しとなっています。

純利益については、今後10年間は黒字で推移する予測になっていますが、令和7年度は約7千万円に対し、令和16年度では約2千万円まで減少する見込みとなっています。



#### 4.施設の見通し

公共下水道事業は供用開始が平成7年で30年経過、農業集落排水事業は一番早い供用開始が平成6年で31年経過となっています。

伊予市下水浄化センターにおいては、平成7年の供用開始から30年、中山町浄化センターにおいては、平成11年の供用開始から26年が経過していますが、大規模改修にならないよう機械・電気設備の更新及び修繕を実施し運用している状況です。

また、ストックマネジメント計画により、施設更新等の事業についてスケジュールを作成しており、現状はその予定に沿って工事を進め、投資の平準化及びコスト縮減を図っていきます。

下水道管渠についても、ストックマネジメント計画に沿って修繕・更新を進めていきます。

#### 5.組織の見通し

現在の人員構成が本市の下水道事業を運営していく上での適正ラインと考えていますが、包括業務委託などにより、民間活力を活用した効率的な運営を進めていく中で、より適切な職員数の確保に努めていきます。

また、地方公営企業法の適用によって始まった公営企業会計制度や老朽化する施設の更新へ対応できる専門的な知識や経験の維持・継承についても経営に支障をきたすことのないよう継続的に検討します。

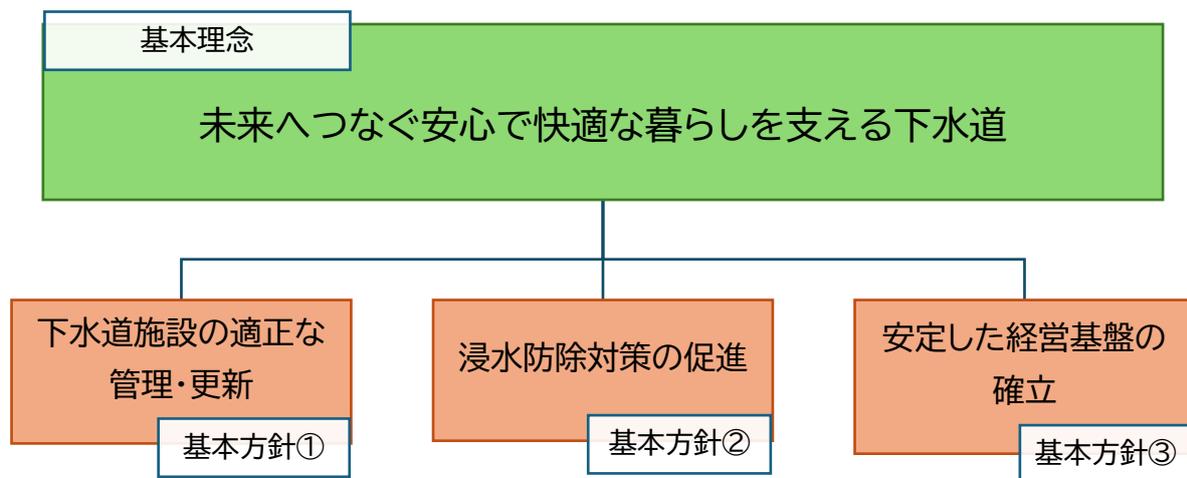
## 第4章 経営の基本方針

第2次伊予市総合計画後期基本計画では、「まち・ひと とともに育ち輝く伊予市」を基本的な考え方として定め、「3万人が住み続けたい環境をつくります」を未来戦略の一つとしており、下水道事業は、総合計画の施策の基本目標の1つである「快適空間都市の創造」に位置付けられています。

一方で、前回策定の経営戦略の中でも記載しているように、今後、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定される中、施設・設備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれ、下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

本経営戦略では、総合計画における未来戦略や基本目標及び前回の経営戦略の内容を踏まえ、基本理念を「未来へつなぐ安心して快適な暮らしを支える下水道」と決めました。

この基本理念のもと、事業環境の見通しを踏まえて、「下水道施設の適正な管理・更新」、「浸水防除対策の促進」、「安定した経営基盤の確立」の3つを基本方針として決めました。



### 基本方針① 下水道施設の適正な管理・更新

施設の保守・点検等を計画的に行い、適正な維持管理に努めます。

また、ストックマネジメント計画に基づき、投資の平準化及びコスト縮減を合理的に進めます。

### 基本方針② 浸水防除対策の促進

「雨水公費・汚水私費」の原則により、一般会計からの負担金を財源とし、ストックマネジメント計画に基づき、雨水ポンプ場の設備更新を計画的に行い、浸水防除に努めます。

「伊予市下水道事業業務継続計画」に基づき、被災時においても事業を継続して行えるように、必要な手順及び手法を定めています。

### 基本方針③ 安定した経営基盤の確立

公共用水域の水質保全を図り、公衆衛生の向上に資するため、下水道未接続者に対する普及啓発活動を継続していきます。

今後の使用料収入の推移を踏まえて定期的に使用料算定を行い、適正な水準を検証し、適切な時期での使用料改定について検討していきます。

また、事業の見直し、民間活力による経費削減に努めながら、国県補助金や繰入金など財源確保を図るなど、経営の健全化、効率化を進め、安定した事業運営に取り組めます。

# 第5章 投資・財政計画

## 1.投資・財政計画

### ①収益的収支

(単位:千円,%)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )				
			〔 見 込 〕				
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	324,684	382,923	362,574	340,442	338,722	336,976
	(1) 料 金 収 入	240,025	267,025	260,386	257,921	256,201	254,455
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他	84,659	115,898	102,188	82,521	82,521	82,521
	2. 営 業 外 収 益	469,964	575,507	552,746	552,649	556,375	555,801
	(1) 補 助 金	241,558	313,372	290,302	289,444	291,526	291,399
	他 会 計 補 助 金	237,628	309,572	282,802	284,367	286,449	286,322
	そ の 他 補 助 金	3,930	3,800	7,500	5,077	5,077	5,077
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	227,126	261,072	261,578	262,240	263,884	263,437
	(3) そ の 他	1,280	1,063	866	965	965	965
	収 入 の 計 (C)	794,648	958,430	915,320	893,091	895,097	892,777
	1. 営 業 費 用	683,950	842,732	792,717	795,161	800,985	802,014
	(1) 職 員 給 与 費	43,570	56,190	59,026	57,608	57,608	57,608
	基 本 給	22,965	27,234	28,009	27,621	27,621	27,621
	退 職 給 付 費						
そ の 他	20,605	28,956	31,017	29,987	29,987	29,987	
(2) 経 費	201,353	296,819	242,959	244,594	246,692	248,295	
動 力 費	29,785	38,320	38,431	38,691	39,024	39,278	
修 繕 費	7,314	20,746	14,071	14,166	14,288	14,381	
材 料 費							
そ の 他	164,254	237,753	190,457	191,737	193,380	194,636	
(3) 減 価 償 却 費	439,027	489,723	490,732	492,959	496,685	496,111	
2. 営 業 外 費 用	59,588	59,699	54,136	50,727	48,829	46,039	
(1) 支 払 利 息	58,898	54,699	48,584	45,175	43,277	40,487	
(2) そ の 他	690	5,000	5,552	5,552	5,552	5,552	
支 出 の 計 (D)	743,538	902,431	846,853	845,888	849,814	848,053	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	51,110	55,999	68,467	47,203	45,283	44,724	
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)	96	345					
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 96	△ 345					
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	51,014	55,654	68,467	47,203	45,283	44,724	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	-	-	-	-	-	-	
流 動 資 産 (J)	374,367	349,506	424,821	537,097	656,464	789,137	
う ち 未 収 金	46,078	55,347	55,347	55,347	15,347	15,347	
流 動 負 債 (K)	553,111	525,562	465,404	373,258	354,041	323,565	
う ち 建 設 改 良 費 分	454,311	452,588	392,430	300,284	281,067	250,591	
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金	76,263	50,437	50,437	50,437	50,437	50,437	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	324,684	382,923	362,574	340,442	338,722	336,976	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 事 の 規 模 (P)	324,684	382,923	362,574	340,442	338,722	336,976	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)	-	-	-	-	-	-	

(単位:千円,%)

区 分		年 度					
		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	335,190	333,147	331,411	330,219	328,280	326,565
	(1) 料 金 収 入	252,669	250,937	249,284	247,538	245,819	244,111
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他	82,521	82,210	82,127	82,681	82,461	82,454
	2. 営 業 外 収 益	567,215	578,406	583,535	592,119	588,139	573,246
	(1) 補 助 金	297,207	303,099	306,084	310,937	309,091	302,257
	他 会 計 補 助 金	292,130	298,022	301,007	305,860	304,014	297,180
	そ の 他 補 助 金	5,077	5,077	5,077	5,077	5,077	5,077
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	269,043	274,342	276,486	280,217	278,083	270,024
	(3) そ の 他	965	965	965	965	965	965
収 入 計 (C)	902,405	911,553	914,946	922,338	916,419	899,811	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	815,059	830,020	836,770	846,364	843,562	830,498
	(1) 職 員 給 与 費	57,608	57,608	57,608	57,608	57,608	57,608
	基 本 給	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621	27,621
	退 職 給 付 費						
	そ の 他	29,987	29,987	29,987	29,987	29,987	29,987
	(2) 経 費	249,926	253,696	255,317	256,327	257,505	259,334
	動 力 費	39,537	40,140	40,288	40,530	40,726	41,014
	修 繕 費	14,476	14,695	14,750	14,833	14,910	15,016
	材 料 費						
	そ の 他	195,913	198,861	200,279	200,964	201,869	203,304
(3) 減 価 償 却 費	507,525	518,716	523,845	532,429	528,449	513,556	
2. 営 業 外 費 用	47,920	51,476	52,949	54,249	52,720	51,265	
(1) 支 払 利 息	42,368	45,396	46,379	48,528	46,977	45,501	
(2) そ の 他	5,552	6,080	6,570	5,721	5,743	5,764	
支 出 計 (D)	862,979	881,496	889,719	900,613	896,282	881,763	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	39,426	30,057	25,227	21,725	20,137	18,048	
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)							
特 別 損 益 (F)-(G) (H)							
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	39,426	30,057	25,227	21,725	20,137	18,048	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	-	-	-	-	-	-	
流 動 資 産 (J)	936,040	1,099,718	1,275,067	1,464,027	1,659,798	1,846,638	
う ち 未 収 金	55,347	55,347	55,347	15,347	15,347	15,347	
流 動 負 債 (K)	304,281	279,634	259,838	239,697	220,090	224,813	
う ち 建 設 改 良 費 分	231,307	206,660	186,864	166,723	147,116	151,839	
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金	50,437	50,437	50,437	50,437	50,437	50,437	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	335,190	333,147	331,411	330,219	328,280	326,565	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (P)	335,190	333,147	331,411	330,219	328,280	326,565	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)	-	-	-	-	-	-	

## ②資本的収支

(単位:千円)

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区分		(決算)	(決算見込)				
資本的収入	1. 企業債	62,900	143,500	162,000	130,000	67,900	312,700
	うち資本費平準化債						
	2. 他会計出資金	271,893	256,311	256,311	196,127	183,576	163,671
	3. 他会計補助金						
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金	41,205	113,600	127,500	105,600	47,100	291,900
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	9,897	9,510	8,870	8,930	9,006	9,065
	9. その他						
	計 (A)	385,895	522,921	554,681	440,657	307,582	777,336
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	385,895	522,921	554,681	440,657	307,582	777,336
	資本的支出	1. 建設改良費	100,309	255,000	280,000	231,200	114,100
うち職員給与費							
2. 企業債償還金		496,092	494,211	428,520	327,900	306,916	273,637
3. 他会計長期借入返還金							
4. 他会計への支出金							
5. その他							
計 (D)	596,401	749,211	708,520	559,100	421,016	877,337	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	210,506	226,290	153,839	118,443	113,434	100,001	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	206,698	226,290	153,839	118,443	113,434	100,001
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	3,808					
計 (F)	210,506	226,290	153,839	118,443	113,434	100,001	
補填財源不足額 (E)-(F)							
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)	3,400,709	3,297,886	3,031,366	2,833,466	2,594,450	2,633,513	

### ○他会計繰入金

(単位:千円)

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区分		(決算)	(決算見込)				
収益的収支分		321,578	425,460	384,980	366,878	368,960	368,833
	うち基準内繰入金	262,246	360,790	313,945	299,183	300,881	300,778
	うち基準外繰入金	59,332	64,670	71,035	67,695	68,079	68,055
資本的収支分		271,893	256,311	256,311	196,127	183,576	163,671
	うち基準内繰入金	221,729	217,352	217,380	166,337	155,692	138,811
	うち基準外繰入金	50,164	38,959	38,931	29,790	27,884	24,860
合計		593,471	681,771	641,291	563,005	552,536	532,504

(単位:千円)

区 分		年 度						
		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	370,900	243,900	298,300	82,400	82,500	82,400	
	うち資本費平準化債							
	2. 他 会 計 出 資 金	151,076	134,978	122,048	108,893	96,087	99,172	
	3. 他 会 計 補 助 金							
	4. 他 会 計 負 担 金							
	5. 他 会 計 借 入 金							
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	350,200	223,400	277,900	62,000	62,000	62,000	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金							
	8. 工 事 負 担 金	9,125	9,392	9,591	9,511	9,464	9,539	
	9. そ の 他							
	計 (A)	881,301	611,670	707,839	262,804	250,051	253,111	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純 計 (A)-(B) (C)	881,301	611,670	707,839	262,804	250,051	253,111	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	720,300	466,700	575,800	144,000	144,000	144,000
		うち職員給与費						
		2. 企 業 債 償 還 金	252,580	225,666	204,049	182,056	160,646	165,803
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
		5. そ の 他						
計 (D)	972,880	692,366	779,849	326,056	304,646	309,803		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	91,579	80,696	72,010	63,252	54,595	56,692		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	91,579	80,696	72,010	63,252	54,595	56,692	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金							
	4. そ の 他							
計 (F)	91,579	80,696	72,010	63,252	54,595	56,692		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)	2,751,833	2,770,067	2,864,318	2,764,662	2,686,516	2,603,113		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度					
		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 支 分		374,641	380,222	383,124	388,531	386,465	379,624
	うち基準内繰入金	305,514	310,065	312,432	316,841	315,156	309,577
	うち基準外繰入金	69,127	70,157	70,692	71,690	71,309	70,047
資 本 的 収 支 分		151,076	134,978	122,048	108,893	96,087	99,172
	うち基準内繰入金	128,129	114,476	103,510	92,353	81,492	84,109
	うち基準外繰入金	22,947	20,502	18,538	16,540	14,595	15,063
合 計		525,717	515,200	505,172	497,424	482,552	478,796

## 2.投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ①数値目標

経営指標	現状	目標	
	令和5年度	令和11年度まで	令和16年度まで
(1)経常収支比率	108.7%	100%以上を維持	100%以上を維持
(2)経費回収率	88.5%	88.5%以上を維持	88.5%以上を維持
(3)経費回収率(公共下水道事業)	101.8%	100%以上を維持	100%以上を維持

※(1)・(2)については公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の合算となっています。

#### (1)経常収支比率

令和11年度 100%以上を維持

令和16年度 100%以上を維持

経常収支比率については、令和2年度から令和5年度までの実績値で100%以上を継続しています。今後も100%以上を維持するように取り組みます。

#### (2)経費回収率・(3)経費回収率(公共下水道事業)

令和11年度 下水道事業全体 88.5%以上を維持

公共下水道事業のみ 100%以上を維持

令和16年度 下水道事業全体 88.5%以上を維持

公共下水道事業のみ 100%以上を維持

経費回収率については、公共下水道事業のみで計算すると令和5年度の実績値で100%以上となっていますが、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業まで含めた下水道事業全体では88.5%となっています。

公共下水道事業は100%以上を維持していくこと、下水道事業全体では、88.5%以上を維持していくことを目標として定めます。

## ②収支計画のうち投資についての説明

### ・建設改良費

建設改良費については、ストックマネジメント計画に基づき主に次の事業に要する費用を計上しています。

○下水道ストックマネジメント支援事業による浄化センター、ポンプ場設備更新工事

○地震対策によるポンプ場の耐震工事

なお、建設改良費の財源は、主に国庫補助金及び企業債を充当する予定です。

## ③収支計画のうち財源についての説明

### ・使用料収入

本市の人口、水洗化人口の予測を用いて、今後の有収水量を推計し、実績から算定した単価を乗じることで使用料収入の推計を行っています。

### ・企業債

建設改良費に係る企業債の発行額は、令和7年度から令和16年度の期間中に年平均1億8千万円を見込んでいます。

10年計画の中で、償還以上に借入を行わないこととし、企業債残高が増加することがないように経営を行います。

なお、企業債の借り入れにあたっては、交付税措置が高い過疎対策事業債を活用するなど、有利な借り入れを検討します。

### ・他会計繰入金

一般会計繰入金には、雨水処理に係る経費等、国が定める基準に基づく「基準内繰入金」と、事業収入や基準内繰入金を充当してもなお不足が生じる場合に財源を補てんする「基準外繰入金」があります。

「基準外繰入金」については、独立採算の原則を踏まえ、抑制に努めるとともに、その必要性を勘案したうえで計上することとします。

## ④収支計画のうち投資以外の経費についての説明

### ・職員給与費

計画期間内での増員は見込めないことから、現在と同水準で推移すると見込んでいます。

### ・経費

動力費、修繕費、材料費等、各年度の取り組みに必要な費用については、物価高騰などを考慮し、増加すると見込んでいますが、更なる経費削減に取り組むこととしています。

・減価償却費

既存の固定資産に係る減価償却費に加え、建設改良費により新規に取得する固定資産の減価償却費を見込んでいます。

・企業債元金償還金

既存の借入分に係る元金償還金は償還表をもとに算定しています。それに加え、計画期間中の新規借入分の元金償還金を一定の償還年数や利率により見込み、計上しています。

### 3.投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	「愛媛県汚水処理事業広域化・共同化計画」(令和5年3月)において、近隣自治体との汚泥処理の共同化について引き続き検討を行うこととしています。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画に基づき設備等の改修を行い、投資の平準化に努めます。
民間の活力の活用に関する事項(PPP・PFI など)	ウォーターPPP など、全国の先進事例を参考とし、民間の活力活用のもたらす効果等を勘案して検討します。

#### ②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	社会経済情勢の変化を適時適切に反映させつつ、本市における今後の使用料収入の状況や、設備更新の需要等を踏まえた経営状況を考慮し検討します。
資産活用による収入増加の取組について	新たな未利用地が発生した場合には、その有効活用について検討します。

#### ③投資以外の経費についての検討状況等

職員給与費に関する事項	現在の人員構成が本市下水道事業を運営していくうえでの適正ラインと考えていますが、包括業務委託などによる民間活力を活用した効率的な運営を進めていく中で、より適切な職員数の確保に努めます。
動力費に関する事項	コスト比較等により状況を総合的に判断し、経費削減に最適な方法を検討します。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	現在実施している複数年契約による包括的民間委託の契約について内容を見直し、更なる経費削減に努め、委託料の適正化を図ります。

## 第6章 経費回収率の向上に向けた取り組み

### 1.収入増加のための取り組み及び実施時期

#### ・使用料の適正化

使用料改定については、社会経済情勢の変化を適時適切に反映させつつ、本市における今後の使用料収入の状況や設備更新の需要等を踏まえた経営状況を考慮した上で、経営戦略の改定と合わせて検討します。

また、毎年度の決算に基づく検証を行い、計画と大きく乖離した際は、随時、使用料改定についての検討を行います。

令和6年度に公営企業会計に精通した有識者から助言を受け、本経営戦略を改定する中で、下水道使用料改定の必要性について検証を行いました。今回の検証では、計画期間内の経常収支が均衡する見込みであること、また公共下水道事業の経費回収率が100%を超えていることなど、「下水道における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」(令和2年7月22日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官通知)にある社会資本整備総合交付金の重点配分基準をクリアしていることから、現行の使用料体系を維持しながらも、現時点において、独立採算が求められる公営企業会計において、一般会計からの基準外繰入に依存せざるを得ない状況にあることを踏まえ、その必要性について引き続き検証を進めていくこととしています。

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率の向上に向けた取り組み										
収入:使用料改定の検討										
経営戦略										
計画実績の確認	毎年									
経営戦略の改定										

### 2.支出削減のための取り組み及び実施時期

#### ・ウォーターPPPの検討

施設の維持管理に係る包括的民間委託を実施していますが、ウォーターPPPの導入が可能であるか検討します。

#### ・広域化、共同化

先程述べたように、すでに施設の維持管理に係る包括的民間委託を実施していますが、近隣自治体との汚泥処理の共同化等、広域化の検討を進め更なるコスト削減・業務効率化を目指します。

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率の向上に向けた取り組み										
費用:ウォーターPPPの検討										
費用:広域化										

## 第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

### 1.事後検証

経営戦略の計画期間において、PDCA サイクルに基づいた進捗管理を行い、決算数値による計画対比の結果の確認、本計画にて明記した経営健全化への取組に対してどの程度実施できているかの検証及び取り組み状況の評価を実施します。

### 2.経営戦略の見直し

本経営戦略の計画期間は、令和7年度を起点とする10年間としていますが、本市における下水道事業を取り巻く環境の変化を的確に捉えるため、経営戦略の見直しについては概ね5年後を目安に行います。

ただし、進捗管理による検証の結果、計画と大幅な乖離がある、または事業環境に大幅な変化が生じている場合は、目安の時期に限らず、本計画の見直しを検討することとします。

### 3.経費回収率の向上に向けたロードマップ

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(令和2年3月31日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長通知)に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

項目	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
数値目標										
経常収支比率	→				100%以上	→				100%以上
経費回収率	→				88.5%以上	→				88.5%以上
経費回収率(公共下水道事業のみ)	→				100%以上	→				100%以上
経費回収率の向上に向けた取り組み										
収入:使用料改定の検討	- - - - -				→	- - - - -				→
費用:ウォーターPPPの検討		→								
費用:広域化	→									
経営戦略										
計画実績の確認	毎年	→								
経営戦略の改定					→					→

# 経営比較分析表（令和4年度決算）

愛知県 伊予市

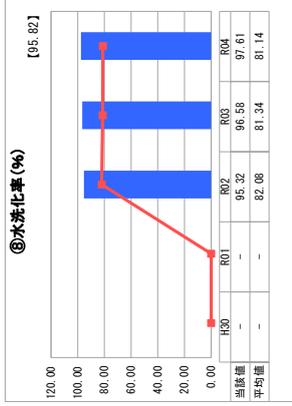
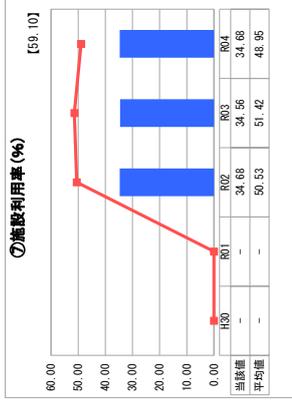
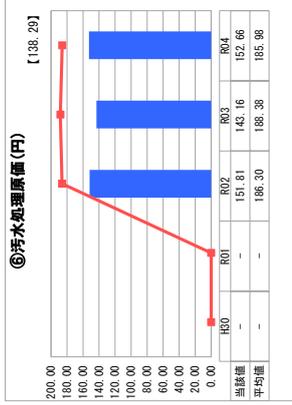
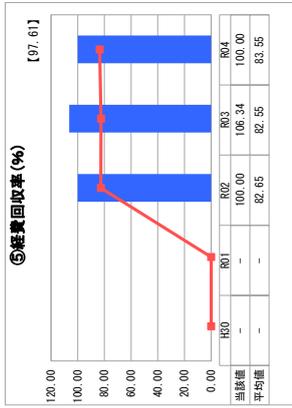
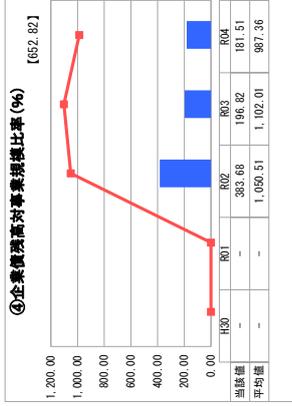
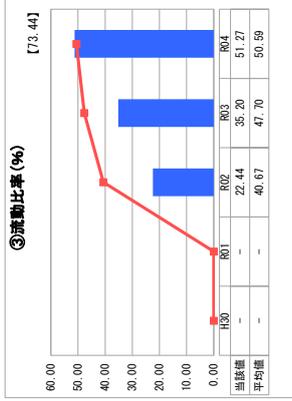
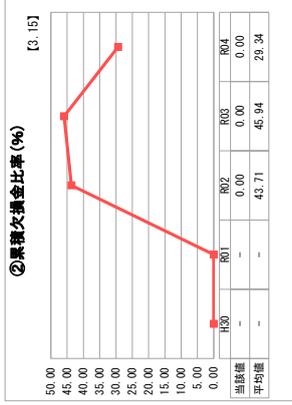
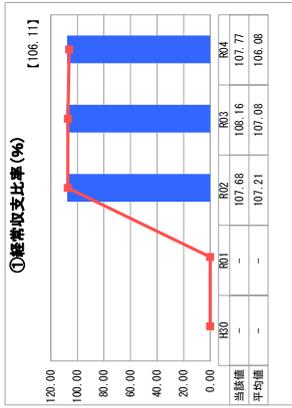
業務名 法適用	業種名 下水道事業	事業名 公共下水道	類似団体区分 Co2	管理者の情報 非設置	人口（人） 35,805	面積（km <sup>2</sup> ） 194.43	人口密度（人/km <sup>2</sup> ） 184.15
資金不足比率（%） -	自己資本構成比率（%） 69.56	普及率（%） 50.19	有収率（%） 97.71	1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金（円） 2,910	処理区域内人口（人） 17,923	処理区域面積（km <sup>2</sup> ） 3.88	処理区域内人口密度（人/km <sup>2</sup> ） 4,619.33

**グラフ凡例**

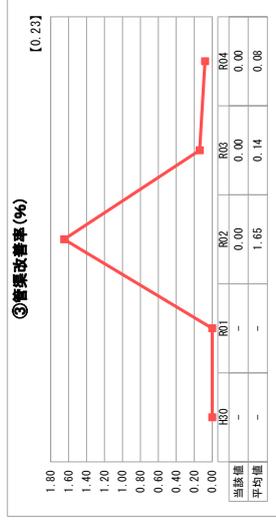
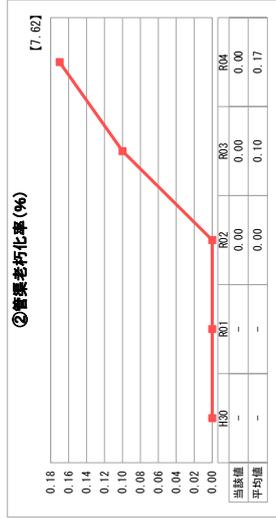
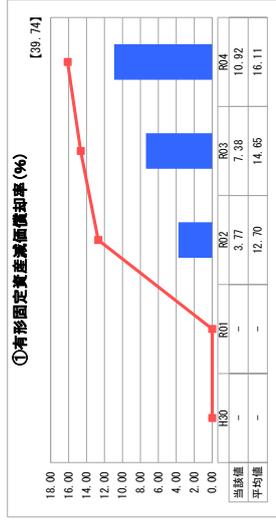
- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）

【】 令和4年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 経常収支比率や経費回収率は高い水準であるが、経常収支の多くを占めるのは一般会計からの補助金等であり、事業単体で効率性は十分でないと考えられる。  
 累積欠損金は、今後も赤字計上で推移していくと見込まれ、次期金は生じないと予想される。  
 一般会計に依存しながらも年間5億円以上の企業債元金償還をしており、流動比率は低いものの、企業債残高対事業債比率は類似団体と比べ低くなっている。  
 処理場施設が系統処理であるのに対し、処理水量が少ないため半分は稼働していない状況であり、施設利用率は今後も低い水準で推移していくことが予想される。  
 水洗化率は高く、汚水処理原価も類似団体平均値と比べ低く、比較的効率的な汚水処理が実施されていると言える。しかし、上述のとおり経営は一般会計に依存しており、更なる効率化及び水洗化の促進が必要である。

2. 老朽化の状況について  
 減価償却累計額は適正な固定資産の管理及び償却処理を行い、右肩上がりとなっている。  
 法定耐用年数を経過した管渠や更新が必要な管渠はまだ無く、管渠老朽化率及び管渠改善率はゼロのまま推移していく見込み。

## 全体総括

処理場施設の包括的民間委託により経営の効率化は進んでいるが、下水道使用料は減少しており、更なる業務効率化が必要である。  
 一般会計の補助金を助けないが、企業債償還は順調に減少しており、収支は健全化していく見込み。今後も無理な借入に注意しながら、更新工事等の資金調達を計画的に行っていく。令和3年度よりストックマネジメント計画策定が実行しており、適切な維持管理と必要に応じた更新及び修繕を行っていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみが類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 経営比較分析表（令和4年度決算）

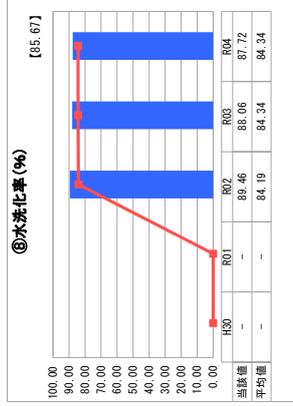
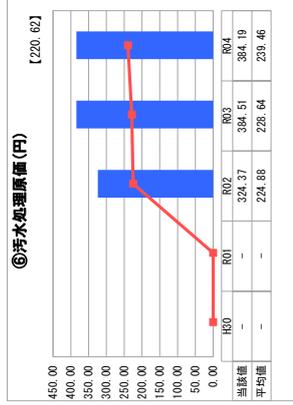
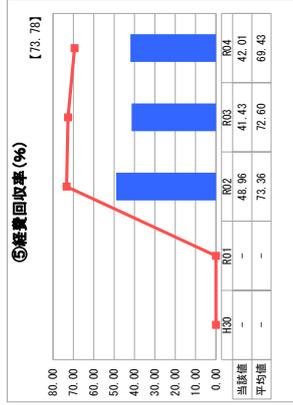
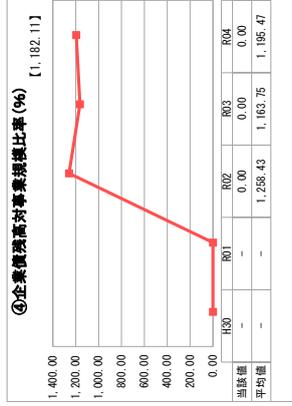
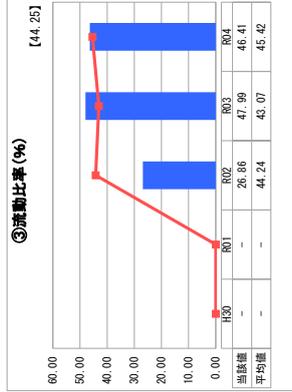
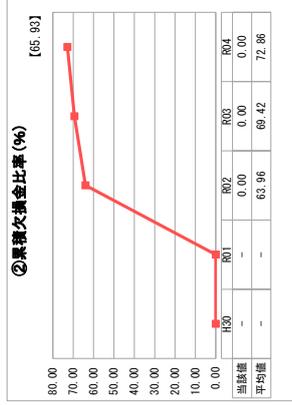
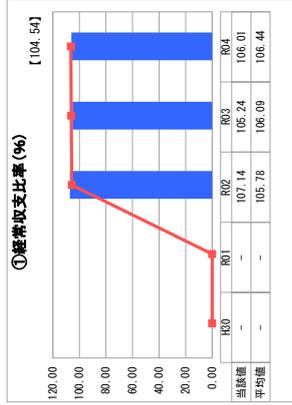
愛知県 伊予市

業務名	業務名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置	35,805	194.43	184.15
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり差額料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	83.98	2.42	83.07	2,910	863	0.55	1,569.09

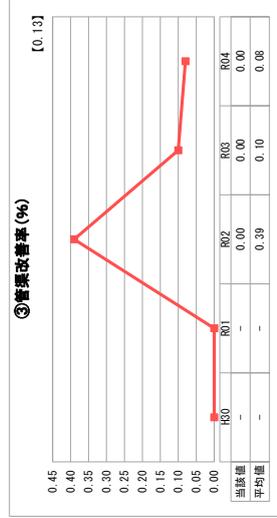
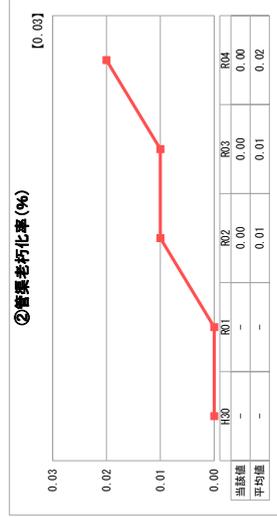
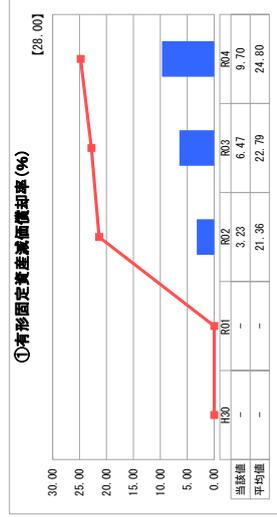
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和4年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

**1. 経営の健全性・効率性について**  
 特定環境保全公共下水道事業は中山町地域の中山町地域を管轄した事業である。①経常収支比率は、令和4年度は106.01%と昨年度に比べ0.77ポイント高となり、類似団体とほぼ同水準となっている。その数値は100%を超え、事業収支が黒字であることを示している。②累積次償還比率は、令和4年度は0%と昨年度と同水準である。③流動比率は、令和4年度は47.99%と昨年度に比べ2.13ポイント高となり、類似団体平均値に比べ1.75ポイント高となっている。④企業債対高対事業債比率は、令和4年度は0%と昨年度と同水準である。⑤経費回収率は、令和4年度は41.43%と昨年度に比べ0.58ポイント高となっている。⑥汚水処理原価は、令和4年度は384.51円と昨年度に比べ0.14円高となっている。⑦施設利用率は、令和4年度は47.07%と昨年度に比べ0.13ポイント高となっている。⑧水洗化率は、令和4年度は88.06%と昨年度に比べ0.16ポイント高となっている。以上を総合すると、中山町地域の下水道事業は、経営の健全性・効率性の観点から、概ね良好な状況にあると判断される。今後の経営改善には、①経常収支比率のさらなる向上を図るとともに、②累積次償還比率の低減を図る必要がある。③流動比率の向上を図るとともに、④企業債対高対事業債比率の低減を図る必要がある。⑤経費回収率の向上を図るとともに、⑥汚水処理原価の低減を図る必要がある。⑦施設利用率の向上を図るとともに、⑧水洗化率の向上を図る必要がある。

**2. 老朽化の状況について**  
 下水道事業については、耐用年数が50年であるため、直ちに対策する必要があると見られる。中山町下水道浄化センターにおいては、平成11年の供用開始から約24年が経過し、適切な管理のもと維持管理が実施されている。今後の老朽化による改修更新が必要となるため、長寿命化、ストックマネジメント等、長期計画に基づいた実施の検討が必要である。

## 全体総括

近年の課題である少子高齢化が進行していき、収入が減少し、支出が増える傾向にあるため、使用料収入の大幅増加は見込むことができない状況である。そのため、使用料の改革や補助金削減等を行うとともに、現在実施している歳入増進策の効果を最大化し、歳入の増進を図る必要がある。今後の老朽化による改修更新が課題となるため、長寿命化、ストックマネジメント等、長期計画に基づいた実施の検討が必要である。

※ 「経常収支比率」、「累積次償還比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「営業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみが類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

# 経営比較分析表（令和4年度決算）

愛知県 伊予市

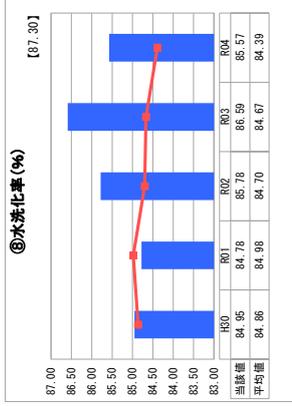
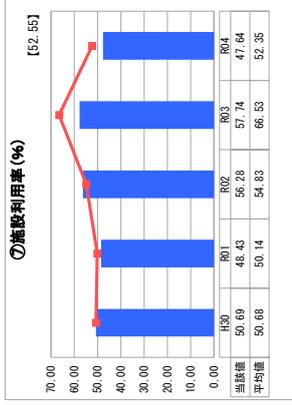
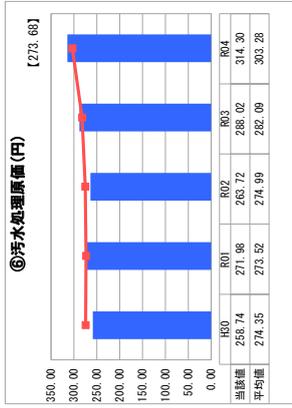
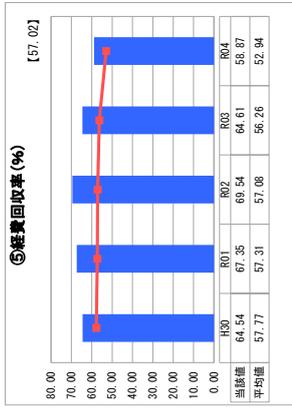
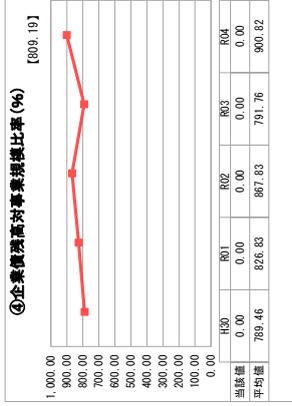
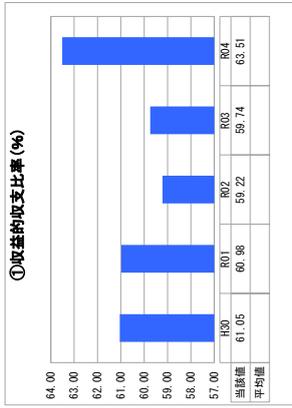
業務名	業務名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
法非通用	下水道事業	産業集落排水	F2	非設置	35,805	194.43	184.15
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり処理料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
-	該当数値なし	5.53	92.84	2,910	1,975	1.12	1,763.39

グラフ凡例

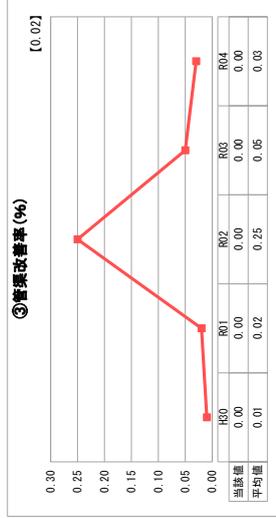
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和4年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、令和4年度63.51%で、昨年度に比べ3.77ポイント増となっているが、ほぼ同水準で推移している。しかしながら、総収益で総費用を超過した費用を賄うこととできない状況が顕い状況であり、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況である。④企業債対高対事業債比率については、0%となっている。事業整備がすでに終了していることから、起債残高は年々減少している余の確保が必要である。⑤経費回収率は、令和4年度58.87%で昨年度に比べ5.74ポイント減少となった。主な要因は、使用料収入の減である。本市の農村地域での事業実施のため、人口減少等の影響を受けているものと考えられる。⑥汚水処理原価については、令和4年度は314.30円となり、昨年度に比べ26.28円増となっている。年間有収水量の減少が主な要因である。以上の指標から、本市の経営状況については、人口減少の影響により使用料収入が減少していることが、各指標に少しずつ影響を与えていることなどが、使用料の確保に向けた取り組みを計画的に行うなど、さらなる維持管理経費の削減に努める。経営改善を図っていく必要がある。

⑦施設利用率は、令和4年度47.64%となっている。類似団体平均を少し下回る水準となっている。⑧水洗化率は、類似団体平均を上回る水準となっているが、今後とも未接続者に接続を促すなどより一層の水洗化に努めていきたい。

2. 老朽化の状況について

平成10年からの供用開始事業であり、約25年程度経過している。電氣、機械設備等の更新時期を迎えているが、運転に支障が出ないように日常のメンテナンスを実施している。

①有形固定資産減価償却率はまだないが、今後とも維持管理業者と協力し、不具合等の早期発見・迅速対応できるような努めが必要である。

全体総括

人口減少が進み、有収水量が減少していく傾向にあるため、使用料収入の大幅な増加は見込めない状況である。そのため、使用料の改定を計画的に行うとともに、維持管理経費等の見直しも含めて、経営改善に取り組む必要がある。令和6年度からは、地方公営企業法の一部適用（財務規定等）に向けて取り組みを進めており、今後より適正な資産管理や健全な事業運営が求められるため、中長期的な視点に基づき経営戦略を強化し、財政マネジメントの向上に取り組んで参りたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

